

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年6月15日（平成28年（独情）諮問第48号）

答申日：平成28年12月15日（平成28年度（独情）答申第67号）

事件名：動物実験計画書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「動物実験計画書（特定教員Aの平成23年8月以降分及び特定教員Bの平成23年10月以降分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年3月4日付け広大総務第14-128号及び同第14-129号による各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

対象文書の全開示を求める。

平成26年10月20日に開示請求後の平成26年12月8日の不開示決定に対し、平成27年2月5日に異議申立てを行ったが、その後諮問されることもなく、異議申立てから1年以上が経った平成28年3月4日に突然に部分開示をされた原処分について異議を申し立てる。

広大総務第14-126号：特定教員Aの動物実験計画書

広大総務第14-127号：特定教員Bの動物実験計画書

今回広島大学が、諮問をすることもなく長期間放置し、1年以上経ったの突然の部分開示は、情報公開制度並びに迅速な公開への申し合わせ等に反する行為である。諮問をしないのであれば、部分開示ではなく全開示をすべきはずなので、対象文書の全開示を求める。

(2) 意見書1

ア 本件経緯と問題について

遺伝子組換え実験，遺伝子組換え生物使用実験，動物実験では，適切な管理等の法令順守が義務づけられているが，本人達への直接の注意や全学での注意喚起等，度重なる注意にもかかわらず，特定教員Aグループによる「遺伝子組換え実験室内での飲食」「遺伝子組換え実験室ドアを開放したままでの実験」「P2実験中の「周知」や適切な「標示」も行わない中での「安全キャビネット」の使用」等が繰り返され，さらに，動物実験の許可を受けていない特定実験室への遺伝子組換えマウスの持ち込みと解剖の疑いが生じ，事実確認と検証が必要になったために，平成26年10月20日，「特定教員A並びに特定教員Bの動物実験に関して，実験実施期間，使用動物，飼養場所，実験実施場所，安全管理上注意を要する点，想定される苦痛の区分，安楽死の方法，実験終了後の動物の処置が記載された文書（動物実験計画書等。実験責任者としての分だけでなく，動物実験実施者として関与するものすべて）」に関する情報開示を求めた。

それに対して，平成26年12月8日，「対象文書は，現在，本学が被告である民事訴訟の争点に関連していると考えられる」「訴訟に関わる事務に関し，当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報に該当する」との理由から，不開示決定がなされた。

しかし，①係争中の民事裁判は，教授らの准教授の研究・教育の妨害等のハラスメントに関するもので，遺伝子組換え生物使用実験違反（カルタヘナ法違反，省令違反）・動物実験違反とは全く関係ない問題である。②開示請求は，ハラスメント訴訟当事者としてではなく，適切な実験を行う責務を負う広島大学職員の立場から行ったもの。③開示を求めた資料は，遺伝子組換え生物使用実験・動物実験違反の事実関係の検証に必要不可欠。また，④裁判とは無関係の客観的な資料にすぎず，裁判を理由に非開示とする大学の決定は「開示を求める権利」を不当に奪うものであるばかりでなく，各実験違反等の検証の妨げになることから，平成27年2月5日，異議申立てを行った。

広島大学は，この異議申立てに対し，本来，「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）に従い，原則90日以内に，行政不服審査法に基づき，異議申立ての内容の全部を認容する決定を行わないのであれば，審査会に諮問しなければならなかったはずであるが，その後大学からは何の連絡もなかった。そして，異議申立てから1年以上も経った平成28年3月，突如，「不開示とした決定については，理由の提示に不備があり，取り消すべきであると判断した」「原処分

を取り消し、一部開示を行う」旨の開示決定書（平成28年3月4日付け）が送られてきた。

広島大学は、他の諮問事件に係る答申で「全部を不開示とした各決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである」とされたことを踏まえ「原処分を取り消し、改めて開示決定を行った」（平成28年3月4日）旨主張しているが、そもそも、その答申と本件とは全く別の問題で、また、原処分を取り消しての開示決定は、答申からも約6カ月あまりが経ってからのことだった。

今回広島大学が行った、「諮問せずに、時間が経ってから原処分を取り消し、一部開示を行う」という手法は、「不服申立て事案の事務処理の迅速化」という取り決めにも反するとともに、開示請求、開示決定・不開示決定件数、不開示理由の状況、処理日数の状況、不服申立て件数、訴訟の状況等情報開示請求の状況等の施行状況調査にも上がらない「法の抜け道」的な大変問題のある悪質な行為である。この件についての大学担当者の回答は、「総務省の指示に従っている」という驚くべきものであった。しかし、総務省の担当者からは、「平成27年の秋ごろに、広島大学から異議申立てへの対応について照会があり、原処分を取り消した場合には、当該原処分に係る異議申立ては却下となり、原処分を職権により変更した場合には、異議申立ては維持されている旨を説明しました」「しかし、決して「指導」や「示唆」するようなものではなく、むしろ「そのような方法は不適切」との返答をしました」との回答を得ている。

以上のような、①広島大学が、諮問することもなく長期間放置し、1年以上経っての突然の部分開示は、情報公開制度並びに迅速な公開への申し合わせ等に反する行為であること。②手続き上問題があること。③諮問をしなければ、部分開示ではなく全開示をすべきであるはずとの理由から、平成28年5月2日に異議申立てを行い、対象文書の全開示を求めたという経緯である。

イ 対象文書と情報開示について

広島大学は「当該文書の不開示とした部分は、実験実施者の情報、研究課題名や実験目的等の情報が記載されており、こうした情報が開示されると、研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある。よって、法5条4号ホに該当する情報として不開示とした」と主張しているが、少なくとも「実験場所」は開示しても何ら差し支えないはずである。

また、「一教員の実験計画書を開示請求してきているが、これらは

民事訴訟の争点であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨になじまないものであると考える」とも主張しているが、今回の開示請求は「遺伝子組換え生物使用実験違反」「動物実験違反」の全容解明のためのもので、特定教員Aらのハラスメントに関する民事裁判とは全く別の問題である。

(3) 意見書2

ア 本件経緯と問題の概要

本件に関する経緯と問題は、意見書1に詳述のとおりである。

(ア) 特定教員Aグループの遺伝子組換え生物使用実験法令違反行為の検証の必要性から、平成26年10月20日、「特定教員A並びに特定教員Bの動物実験に関して、実験実施期間、使用動物、飼養場所、実験実施場所、安全管理上注意を要する点、想定される苦痛の区分、安楽死の方法、実験終了後の動物の処置が記載された文書（動物実験計画書等。実験責任者としての分だけでなく、動物実験実施者として関与するものすべて）」に関する情報開示請求を行った。

(イ) 平成26年12月8日、民事訴訟を理由に不開示決定がなされたが、係争中の民事裁判は、ハラスメントに関するもので、遺伝子組換え生物使用実験違反（カルタヘナ法違反、省令違反）とは全く関係ない問題であること。

(ウ) 平成27年2月5日の異議申立てに、広島大学は、「諮問をせず、時間が経って原処分を取り消し、一部開示を行う」という、「不服申立て事案の事務処理の迅速化」という取り決めに対し、開示請求施行状況調査にも上がらない「法の抜け道」的な問題のある手続きを行っていたこと。また、総務省の「指示」「指導」であったかのような返答を行っていたこと。

(エ) 諮問をしなければ、部分開示ではなく全開示をすべきであるはずとの理由から、平成28年5月2日に異議申立てを行い、対象文書の全開示を求めたこと。

イ 対象文書と情報開示について

広島大学は「遺伝子組換え生物等使用実験場所を公にすることにより、当該実験室に立ち入ることが容易になり、実験室の安全上の措置を妨害するなどの恐れがある」と主張しているが、それは事実ではない。遺伝子組換え生物等使用実験は、実験従事者だけでなく他者への安全と管理上の理由から、規則に従い、適切な場所で、適切に行わなければならない、届け出と周知が必要で、法律によっても部屋の入り口への表示等が義務づけられている。「遺伝子組換え実験室を登録制とし、適切な拡散防止措置が執られていることを確認し

たうえで承認しています。」「広島大学では全ての遺伝子組換え実験室で表示と標識の掲示が必要です」「ここで遺伝子組換え実験を行っているという注意喚起をするという意味があります」と、広島大学自身、届け出と周知を義務づけているものである（別紙1）。また、動物実験室も同様で、広く公開もされている（別紙2）。「遺伝子組換え生物等使用実験場所」は分かるようにしなければならないものである。使用動物の入手先も、研究課題名を明らかにしないのであれば、非公開にしなければならない理由はないはずである。

（本答申では意見書2の別紙は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件経緯について

法3条の規定に基づき、本学に対して平成26年10月20日付け文書にて、「特定教員Aの平成23年8月以降の動物実験に関して、実験実施期間、使用動物、飼養場所、実験実施場所、安全管理上注意を要する点、想定される苦痛の区分、安楽死の方法、実験終了後の動物の処置が記載された文書。（動物実験計画書等。実験責任者としての分だけでなく、動物実験実施者として関与するものもすべて。）」及び「特定教員Bの平成23年10月以降の動物実験に関して、実験実施期間、使用動物、飼養場所、実験実施場所、安全管理上注意を要する点、想定される苦痛の区分、安楽死の方法、実験終了後の動物の処置が記載された文書。（動物実験計画書等。実験責任者としての分だけでなく、動物実験実施者として関与するものもすべて。）」の開示請求があった。

これに対し、本学としては、平成26年12月8日付けで、「対象文書は、現在、本学が被告である民事訴訟の争点に関連していると考えられることから、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条4号二にいう「争訟に係る事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報に該当するため、全部不開示」とし、法人文書不開示決定通知書を異議申立人に送付した。

この後、当該不開示決定に対して、平成27年2月5日付けで異議申立人から異議申立書が提出された。

この異議申立てについての取扱いは、本件同様に争訟に関する情報として全部不開示とした諮問事件の答申を待って検討することとしており、当該答申を踏まえ、検討した結果、平成28年3月4日付けで上記処分を取り消し、改めて開示決定を行った。

この後、当該開示決定（原処分）に対して、平成28年5月2日付けで異議申立人から異議申立書が提出された。

(2) 対象文書について

本学が一部開示とした法人文書は、以下のとおりである。

- ・動物実験計画書

(3) 原処分維持の理由

異議申立人は、部分開示ではなく全開示を求めているが、本学としては、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

当該文書の不開示とした部分は、実験実施者の情報、研究課題名や実験目的等の情報が記載されており、こうした情報が開示されると、研究者の知的財産権等を害するおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがある。

よって、法5条4号ホに該当する情報として不開示とした。

また、一教員の実験計画書を開示請求してきているが、これらは民事訴訟の争点であり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の趣旨になじまないものであると考える。

2 補充理由説明書

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、動物実験計画書である。

(2) 開示・不開示の検討結果について

ア 再検討した結果、新たに開示することとしたもの

- ・承認番号
- ・「動物実験実施者」欄の常勤職員についての記載部分
- ・「使用動物」欄の動物種（「マウス」の記載のみ）及び「動物使用数の変更」欄の動物種

イ 原処分（不開示）の維持をするもの

再検討した結果、新たに開示することとしたもの以外は、不開示とする。

ウ 原処分（不開示）維持の理由

(ア) 動物実験実施者（常勤職員を除く）の所属、職名・身分、氏名、登録番号、TEL及びE-mail（以下、併せて「不開示維持部分1」という。）について

不開示とする実験実施者の情報は、大学院生、教育研究系契約職員（医科診療医）、教育研究系契約職員（研究員）及び契約技能職員（契約技能員）の個人に関する情報であり、法5条1号に該当するため不開示とする。なお、本学では、職員のうち、再雇用、契約、非常勤職員の個人に関する情報については、個人の権利利益を優先するため、不開示としている。

(イ) 研究課題名（和文・英文）並びに「実験目的」及び「実験計画と

方法」欄の記載並びに「安全管理上注意を要する点」欄の名称の記載並びに「動物の苦痛の種類と軽減法」欄の記載（以下、併せて「不開示維持部分2」という。）について

これらは、実験動物の具体的な情報が記載されており、これらの情報が開示されると、研究の独創性、着眼点など、研究者がどのような研究を行って、何を開発しようとしているのかが公になり、研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

(ウ) 「使用動物」欄の動物種（マウスの記載を除く）、品種・系統、体重・齢及び匹数並びに「動物使用数の変更」欄の品種・系統、変更前・変更後の匹数及び変更理由の記載（以下、併せて「不開示維持部分3」という。）について

これらの情報が開示されると、動物実験の方法や実験の内容について推測が可能になり、研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

(エ) 「使用動物」欄の入手先（以下「不開示維持部分4」という。）について

入手先は、民間業者名であったり、共同研究を行っている相手先であったりする。

民間業者名は公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する情報として不開示とする。

共同研究の相手先は、研究者がどの機関の研究者と共同研究を行っているかが公になることにより、どのような研究を行って、何を開発しようとしているのか推測が可能になり、研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

(オ) 「飼養場所」欄及び「実験実施場所」欄の施設の名称（以下、併せて「不開示維持部分5」という。）について

遺伝子組換え生物等使用実験場所を公にすることにより、当該実験室に立ち入ることが容易になり、実験室の安全上の措置を妨害するなどのおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号ホ及び法5条4号柱書きに該当する情報として不開示とする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年7月19日 異議申立人から意見書1を收受
- ⑤ 同年8月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月6日 審議
- ⑦ 同月24日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同年11月4日 異議申立人から意見書2及び資料を收受
- ⑨ 同年12月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は「動物実験計画書（特定教員Aの平成23年8月以降分及び特定教員Bの平成23年10月以降分）」であり、処分庁は、その一部を法5条4号ホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、不開示とされた部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2）において、本件対象文書の不開示部分のうち、上記第3の2（2）アに掲げる各部分は開示するが、その余の部分（上記第3の2（2）ウにおいて諮問庁が説明する不開示維持部分1ないし不開示維持部分5。以下、併せて「不開示維持部分」という。）は法5条1号、2号イ並びに4号柱書き及びホに該当し、なお不開示を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）不開示維持部分1について

諮問庁は、当該部分について、大学院生、教育研究系契約職員（医科診療医）、教育研究系契約職員（研究員）及び契約技能職員（契約技能員）の個人に関する情報であり、法5条1号に該当する旨説明する。

本件対象文書を見分すると、該当の各実験従事者に係る情報が記載された部分が、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、広島大学においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認

められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名及び登録番号については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はなく、その余の不開示部分については、これを公にすると、当該実験従事者の知人、大学の関係者等一定の範囲の者には個人が特定あるいは推測される可能性は否定し難く、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示維持部分2及び不開示維持部分3並びに不開示維持部分4のうち共同研究の相手先について

諮問庁は、当該部分について、これを公にすることにより、研究者がどのような研究を行って、何を開発しようとしているのか推測が可能となり、又はその実験の方法や内容について推測が可能となり、研究者の知的財産権等を害するおそれ及び今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号柱書き及びホに該当する旨説明する。

国立大学法人において実施される研究業務の性格に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号ホに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示維持部分4のうち民間業者名について

諮問庁は、当該部分について、これを公にすることにより、当該民間業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する旨説明する。

そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の法5条2号イ該当性について改めて確認させたところ、動物実験については、これに反対する個人又は団体が相当数存在し、過去にはその一部が動物実験に関わった事業者やその関係者に対し強硬な働きかけを行った例もある旨指摘されていることから、事業者名を公にすることにより当該事業者の業務に支障を及ぼすおそれがあり、同号イに該当すると判断したものであることである。

この諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示維持部分5について

諮問庁は、当該部分について、遺伝子組換え生物等使用実験場所を公

にすることにより、当該実験室に立ち入ることが容易になり、実験室の安全上の措置を妨害するなどのおそれがあり、今後の研究活動を停滞させたり、研究を中止に至らしめたりするおそれがあるため、法5条4号柱書き及びホに該当する旨説明する。

国立大学法人において実施される研究業務の性格に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号ホに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号ホに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁が同条1号、2号イ並びに4号柱書き及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ及び4号ホに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋